

議案・委員会資料の市会ホームページへの掲載について

1 横浜市会議会のあり方調査会報告

(平成18年12月7日付第12回報告)

「現在、ホームページから本会議や予算・決算特別委員会等の中継映像や会議録等の情報が入手可能になっているが、これらと同様の状況にない議会審議に係る基本的な資料である議案や委員会資料についても、市民への説明責任を十分に果たす観点から、会議録や委員会記録とともに閲覧できるようにすべきである。」

2 実施内容

市会ホームページ内に、議案・委員会資料を掲載します。

※横浜市個人情報保護条例等を踏まえ、別途掲載基準を設けます。

3 掲載対象

平成19年第2回定例会以降に提出された議案・委員会資料

4 掲載時期（予定）

(1) 第2回定例会から8月10日までに提出された議案・委員会資料

8月31日から掲載開始

(2) 8月11日以降に提出される議案・委員会資料

定例会・臨時会終了後3週間以内に掲載

※閉会中の委員会の資料は会議終了後3週間以内

議案・委員会資料ホームページ掲載基準

1 議案について

個人情報が含まれる議案（市報・諮問含む）は原則として掲載しない。

【参考】掲載しない議案の例

- ・ 訴えの提起
- ・ 人事案件
- ・ 市営住宅等に関する和解専決処分報告
- ・ 自動車事故等の損害賠償額決定専決処分報告 など

2 委員会資料について

- （1）個人情報が含まれる委員会資料は原則として掲載しない。
- （2）著作権侵害の恐れのあるもの等、掲載することが適当でないと認められる委員会資料は掲載しない。

【参考】掲載しない委員会資料の例

- （1）個人情報に係る資料
 - ・ 寄附受納報告
 - ・ 請願書・陳情書
 - ・ 人物の顔写真 など
- （2）著作権等に係る資料
 - ・ パンフレット・美術品写真等で本市が著作権を有しないもの
 - ・ 冊子等で新たに電子データを作成する必要があるもの
 - ・ インターネットを通じて情報が流通することにより
市民生活に著しい影響が生じると認められるもの など